

# パーソナル・サポート・モデル事業の実施について

平成22年10月5日



# 1 概要

パーソナル・モデル事業は、パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた課題を検討するためのモデル事業

パーソナル・サポート・サービスの対象となりうる者のうち、特に、生活及び就労に関する問題の解決を図り就労して安定的な自立生活を営むことを希望する者を対象とする

22年9月から24年3月末まで20箇所を実施(うち5箇所は先行実施)

## 2 事業の枠組み

国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づいて都道府県に造成される基金によって実施

都道府県が実施。ただし、都道府県から政令指定都市・中核市等に対して補助金(10/10)を交付して行わせることも可能。またNPO等へ委託して実施することも可能

事業の枠組みは、基金によって行われる事業の中の、「生活・就労相談支援事業(総合的生活・就労相談支援事業)」の枠組みを準用

- ① 支援対象者 = 生活・就労に困窮する「求職者」
- ② 相談窓口 = 「求職者総合支援センター」を設置
- ③ 事業内容 = 生活・就労の「相談」のための事業
- ④ 就労支援の方法 = ハローワークの職業相談・職業相談と連携

### 3 支援対象者

○支援対象者＝生活・就労に困窮する「求職者」

現在就職活動を行っている者や、今すぐ具体的な求職活動を行うことができる状態にある者ばかりでなく、  
就業の希望がありながら生活又は就業上の問題を抱えるために、  
今すぐ具体的な求職活動を行うことが困難な者も含む。

※就労の希望・意欲のない者は対象とならない。

## 4 相談窓口

○相談窓口＝「求職者総合支援センター」を設置

- ・パーソナルサポータの事務所(詰め所)であり、かつ支援対象者の相談を受け付けたり実施したりするための窓口
- ・自由に愛称を付すことが可能
- ・既存の求職者総合支援センターを活用することも、新たに設置することも可能

# 5 事業内容

## ○事業内容＝生活・就労の「相談」のための事業

本事業の趣旨は、最終的に就労をして安定的な自立生活を送れるようになることを目指して、これを実現するための阻害要因となっている生活及び就労に関する問題の解決を図るための、「相談」と「各種支援策のコーディネート」を行うことにある

### 事業の対象となるもの

- ・支援対象者に対する講習・職場体験実習
- ・支援対象者の「居場所」(求職者総合支援センター内に設置するものと整理)
- ・支援対象者となりうる者に対するイベント的な相談会
- ・地域の様々な社会資源に働きかけることによるまだ制度化されていない支援の調整・開拓
- ・パーソナルサポーターに対する研修
- ・パーソナルサポーターの業務を支援する事務補助員
- ・広報業務

### 事業の対象とならないもの

- ・生活福祉サービスの直接的な現物給付や金品等の支給
  - － 住居、医療・介護、食事等の提供など直接的な現物支給
  - － 住居、医療・介護、食事等に必要な金品等の支給
- ・パーソナル・サポーターとしての実務を行わない者に対する研修
- ・外部団体や外部委員によるモデル事業の成果の整理・分析・評価・研究等
- ・モデル事業実施団体が、支援対象者を直接・間接的に雇いあげる措置

## 6 就労支援の方法

### ○就労支援の方法=ハローワークの職業相談・職業相談と連携

ハローワークにおいて本事業担当の就職支援ナビゲーターを委嘱

- ・求職者総合支援センターへの常駐、定期・不定期の出張相談
- ・ハローワーク庁舎内での、予約制による、支援対象者とパーソナルサポーターとの三者面談形式の職業相談も可能

## 7 パーソナル・サポーターと実施団体との労働関係

○パーソナルサポーターと**実施団体との労働関係**を整理する。

### 【雇用関係】

- ・常勤、非常勤、パート、業務が発生した都度に雇用関係を結ぶ日雇労働など
- ・事業実施団体は、労働法令の遵守、勤務状況の把握と適正な雇用管理、社会保険・労働保険の加入など、雇用主責任を果たすことが必要

### 【請負関係】

- ・パーソナルサポーターを個人事業主として位置づけ

事業実施に複数の団体に関与する場合、労働者派遣法などに十分注意

- ・事業実施団体とパーソナルサポーターの現在の所属団体が異なる場合など
- ・事業実施団体とが複数にわたる場合など

○パーソナルサポーターとその**所属団体との関係**を整理する。



## 8 会計処理

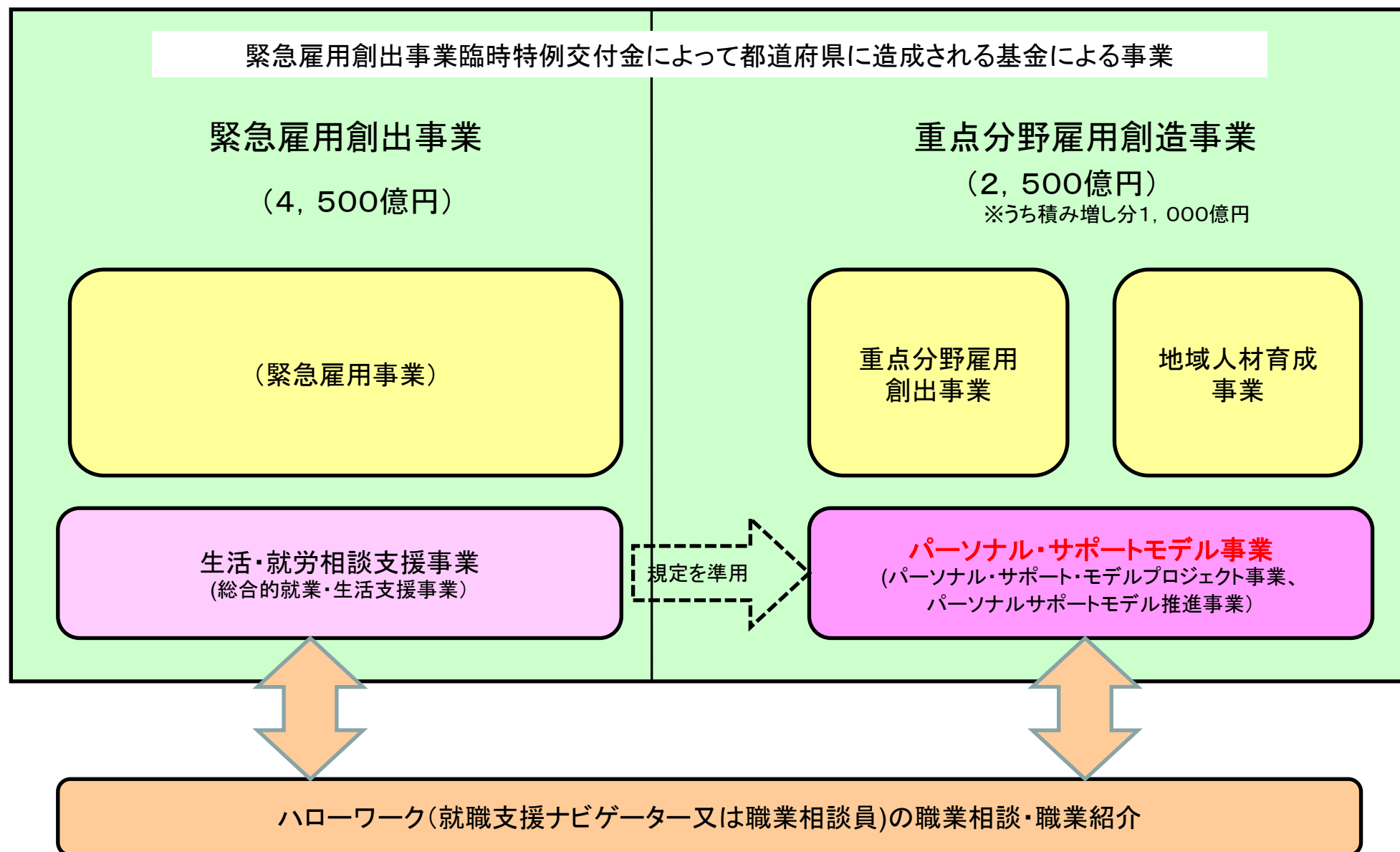
- 「セーフティ・ネットワーク実現チーム」が選定した都道府県に対して、厚生労働省職業安定局より緊急雇用創出事業臨時特例交付金を交付
- 都道府県議会による収支予算の承認（いずれも22年度内の対応が必要）

### <参考> パーソナル・サポーターの配置例

- |                              |                           |
|------------------------------|---------------------------|
| ・スーパー・パーソナル・サポーター(SPS) 1人    | － 福祉職給与表 6 級（福祉施設長・管理者）相当 |
| ・パーソナル・サポーター(PS) 5人          | － 福祉職給与表 4 級相当            |
| ・アシスタント・パーソナル・サポーター(APS) 10人 | － 福祉職給与表 2 級相当            |

- モデル事業は、生活・就労相談支援事業などの他の事業や、実施団体の従来事業との間で、**業務上・経理上、明確に区分**する
- モデル事業の委託先のNPO等が複数にわたる場合や、委託先のNPO等がさらに他の団体等に事業の一部を委託する場合の会計上の取扱いは、地方自治体の判断による
- 少なくとも、一つの業務に対して公的な資金が、重複して充てられないように

# 緊急雇用創出事業臨時特例交付金におけるパーソナル・サポート・モデル事業の位置付けについて



# パーソナル・サポート・モデル事業の実施

自立に向けて特に個別かつ継続的な支援を必要とする求職者に対して、パーソナル・サポーターが、本人の立場に立って、生活支援から就労支援までの一貫した寄り添い型・伴走型の支援を行う。

緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金

## 求職者総合支援センター

国(ハローワーク)

就職支援ナビゲーターの配置

- 職業相談・職業紹介、求人情報の提供等

都道府県(又は政令指定都市、中核市等)

- 生活・就労に関する相談支援

一体的に実施

パーソナル・サポーターの配置(NPO委託可)

### ○個別かつ継続的な支援

- \* 支援対象者の生活・就労に関する相談
- \* 各種支援制度の利用に関するコーディネート
- \* 求職活動に関する支援(職業相談窓口への誘導、講習・職場体験実習等)

など

協議・連絡調整等

福祉関係機関

地方自治体

各種支援団体等

労働局・ハローワーク

職業能力開発機関